

企 第 02018 号

平成 26 年 5 月 26 日

各部・各課等の長 殿
各機関等の事務局の長 殿

市 長

一関市総合計画実施計画（平成 27・28・29 年度）の策定について(通知)

当市は、平成 18 年度に策定した平成 27 年度までのまちづくりの理念とその基本目標となる総合計画基本構想において、将来像に「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を掲げ、その実現に向けて、各施策に取り組んできたところである。

総合計画実施計画は、基本構想及び基本計画に基づき、毎年度、向こう 3 か年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながらローリングにより見直し、予算編成の指針とするものであるが、その事業計画は、将来的に健全な財政計画の裏付けがあって初めて実効性が確保されるものである。

今後の財政見通しでは、平成 17 年合併に係る合併特例期間の 10 年が経過する平成 28 年度以降は、普通交付税の算定の特例(合併算定替)が段階的に縮減され、平成 33 年度以降は特例が適用されなくなることから、厳しい財政状況となることが想定される。

このようなことから、市民が将来への希望を持ち、安全で安心な生活を営むことができるよう、財政の健全性の確保に努めつつ、基本構想に定めたまちづくりの目標の確実な実現に向け、実施計画を策定する。

については、本実施計画の策定にあたり、下記のとおり通知する。

記

1. 実施計画計上事業の要求年度

要求年度は、平成27年度、28年度、29年度の3か年度とする。

ただし、平成28年度以降については参考との位置付けとし、事業の実施については、次期総合計画と整合を図り決定することとする。

2. 実施計画計上事業の基本的な考え方

(1) 総合計画基本構想の実現

総合計画の最終年次である平成27年度の計画を策定するものであり、総合計画の仕上げの期間となるものであることから、基本構想に掲げた「まちづくりの目標」の達成に向け事業の検討を行うこと。

(2) 後期基本計画の推進

後期基本計画の分野別計画で定めた各分野の「基本方針」及び「施策の展開」に基づき、中東北の拠点都市・一関の形成に向け事業の検討を行うこと。

併せて、総合計画審議会から提案された意見を具現化する事業の検討を行うこと。

(3) 地域課題の解決

各地域においては、地域の住民と協議・検討を行い、各地域の課題解決を図る事業の検討を行うこと。

平成27年度については、各地域に配分された地域枠及び市有財産活用推進事業を有効に活用すること。

また、平成28年度以降については、新たな事業として創設する（仮称）住み良い地域づくり推進事業として各地域に配分する事業費を有効に活用する事業の検討を行うこと。

(4) 社会経済情勢の変化に適応した事業の検討

急速に進行する人口減少や少子高齢化に加え、藤沢町との合併、2度の震災など、当市を取り巻く環境は大きく変化している。これまでに取り組んできた事業の成果を検証するとともに、社会経済情勢の変化を見据えた事業の検討を行うこと。

なお、平成28年度以降については、その時々々の社会情勢に適応しながら、課題解決に向け取り組むための新たな事業として（仮称）まちづくり推進特別事業を創設することとする。

(5) 国際リニアコライダー（ILC）について

国際リニアコライダー計画に関連する事業については、別途指示する。

（6）定住自立圏構想（定住自立圏共生ビジョン）について

両磐圏域の人口減少率は、県内他市の平均より高く、急激な人口減少に伴う地域社会の活力の低下が危惧されており、地理的、歴史的に密接な関係にある平泉町と連携し地域課題の解決に取り組んでいくために、定住自立圏構想を昨年度策定したところである。

については、5月12日付け企第02009号の企画振興部長通知により、各部に通知したところであるが、各部等において、両磐圏域の課題解決に取り組むべき事業を平泉町と協議し検討を行うこと。

（7）各部等の方針決定

各部等においては、重点施策について協議の上、部の方針を決定し、共通認識のもとで事業の検討を行うとともに、新規・拡充事業にあっては、厳しい財政状況を鑑み、事業の必要性や優先順位を十分に見極め、事業の廃止、統合、組み換えなど、スクラップアンドビルドを徹底すること。

また、昨年度策定した一関市総合計画実施計画（26・27・28年度）における継続事業についても、再度、事業実施の必要性について検討を行うとともに、既計画事業費の範囲内で事業の検討を行うこと。

3．提出書類

提出書類は次のとおりとし、記載にあたっては、別添の「総合計画実施計画計上事業要求要領」及び記入要領に留意すること。

- （1）一関市総合計画実施計画計上事業要求調書【様式A】
- （2）一関市総合計画実施計画計上事業要求一覧表【様式B】
- （3）施設等の維持管理経費計算書【様式C】
- （4）各部等要求事業優先順位一覧表【様式D】

4．提出期限

上記3．提出書類の企画調整課への提出期限は、平成26年6月27日（金）とする。

なお、各支所分の事業計画については、本庁各課等で取りまとめ、調整の上、提出すること。（詳細については、「総合計画実施計画計上事業要求要領」を参照のこと。）



企 第 02009 号
平成 26 年 5 月 12 日

各部長・各支所長 殿
各課等の長 殿
各機関の事務局の長 殿

企 画 振 興 部 長

一関・平泉定住自立圏共生ビジョン掲載事業の検討について（依頼）

このことについて、当市と平泉町は、人口減少という共通の課題に直面しているところであり、定住施策等に連携して取り組むため、定住自立圏形成協定を締結し、具体的な連携事業については、別添のとおり「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」を策定し事業展開を図ることとしたところです。

共生ビジョンについては、毎年度見直しすることとしており、平成 27 年度以降に平泉町と連携し取り組む事業について、平泉町と協議のうえ一関市総合計画実施計画要求に合わせて要求できるようあらかじめ検討をお願いします。

記

【平泉町との連携事業を検討する場合の視点】

- 「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」記載の
 - ・「圏域の将来像」
 - ・「定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組み」
 - ・「懇談会委員からの意見・提案」（要約版も添付）
- 「定住自立圏構想推進のための関係各省の支援策（別紙）」記載の各省の補助事業等施策
- 共生ビジョンに掲載された事業の経費は、特別交付税の対象となることから、既存事業の見直しも含めて、平泉町と連携して取り組める事業の検討をお願いします。

※ 要求スケジュールや様式等については、後日開催を予定している一関市総合計画実施計画策定に係る説明会でお示しします。

※ 平成 26 年 3 月策定の「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」に掲載している事業については、両市町の実施計画計上事業から選定し掲載したものです。

【担当】企画調整課企画調整係
主任主事 松谷 俊克
21-8641（内線 710-8641）